

一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程

平成 25 年 4 月 1 日 規程第 14 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が有する個人情報の適正な取扱いを確保し、もって当サービスセンターの利用者の個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。
- (2) 職員、サービスセンターの理事長等役員及び事務局職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）
- (3) 個人情報保護管理者、理事長より任命され、サービスセンターにおける個人情報の取扱いに関する管理監督の責任と権限を有する者
- (4) 本人、個人情報によって識別されると特定の個人

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、サービスセンターの職員に対して適用する。

- 2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第 2 章 個人情報の取得

(取得の原則)

第 4 条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 個人情報の取得は、適正かつ公正な方法により行うものとする。

(取得の禁止)

第 5 条 次の各号に掲げる個人情報は取得してはならない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (3) 犯罪に関する事項

(取得の手続き)

第 6 条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(取得の制限)

第 7 条 個人情報を取得する場合は、取得目的を明らかにして、本人から直接取得するもの

とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人の同意を得ている場合
- (2) 委託を受けた業務において個人情報を取扱う場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

第3章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第8条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用するものとする。

(個人情報の目的外利用)

第9条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意をも求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第10条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱の委託)

第11条 サービスセンターは個人情報取扱事務の処理をサービスセンター以外の者に委託するときは、個人情報保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた者は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、その受託事務に関して得た個人情報を漏らしてはならない。

(個人情報の第三者提供の制限)

第12条 個人情報は、法令等に定めがあるとき及び人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得るものとする。

3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第4章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第13条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第14条 個人情報保護管理者は、次に掲げる各号に対して、必要かつ適切な安全対策を講じるものとする。

- (1) 個人情報への不正なアクセス

- (2) 個人情報の紛失
- (3) 個人情報の紛失
- (4) 個人情報の改ざん
- (5) 個人情報の漏えい

第5章 自己情報に関する権利

(自己情報に関する権利)

第15条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、利用停止又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、利用停止又は削除を行った旨を速やかに当該個人情報の提供を受けているものに対して通知するものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第16条 本人から自己の情報の利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。

第6章 個人情報の消去及び廃棄

(消去及び廃棄の手続き)

第17条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により行い、個人情報保護管理者に届け出るものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第18条 理事長は、事務局長を個人情報保護管理者として任命し、サービスセンターにおける個人情報の管理業務を行わせるものとする。

(教育)

第19条 個人情報保護管理者は、個人情報コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続かつ定期的に教育及び訓練を行うものとする。

(苦情の相談)

第20条 サービスセンターは、個人情報の取扱に関して、苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するように努めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。